

瑞浪市建設工事の技術者の専任等に係る取り扱いについて

令和7年10月27日適用

瑞浪市総務部総務課契約係

瑞浪市発注の建設工事における技術者の専任等に係る取り扱いについて、以下のとおりとします。

1. 営業所技術者等

許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす技術者を営業所ごとに置かなければなりません。

営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。）は、建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理をつかさどる者であり、事業主体と継続的な雇用関係を有し、営業所に常勤（テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。以下同じ。）を行う場合を含む。）して専らその職務に従事することが求められています。

【建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」といいます。）第7条第2号、同第15条第2号、「監理技術者制度運用マニュアル」（最終改正令和6年12月13日国不建技第123号。以下「マニュアル」といいます。）二―二（5）①】

2. 建設工事の現場に配置すべき技術者

建設業の許可を受けている者は、建設工事の適正な施工を確保するために、その請け負った建設工事を施工する工事現場に、当該工事について一定の資格を有し、工事の施工の技術上の管理を行う者（主任技術者、監理技術者）を置かなければなりません。

（1）主任技術者

建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合は、元請・下請、請負金額に係わらず、工事現場において施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。

【法第26条第1項】

（2）監理技術者

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負金額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければなりません。

【法第26条第2項】

（3）工事現場ごとに専任すべき技術者

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要

な建設工事で工事1件の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合に配置される主任技術者又は監理技術者は、元請、下請の区別なく工事現場ごとに専任の者でなくてはなりません。

【法第26条第3項、建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」といいます。）第27条第1項】

この「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味します。必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではありません。

そのため、以下の場合には、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐が工事現場を離れることについては、差し支えありません。

① 短期間（1～2日程度）工事現場を離れることについて、適切な施工ができる体制を確保していること（例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等、主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐が担う役割に支障が生じないようにすること）

② 短期間を超える期間現場を離れる場合、終日現場を離れている状況が週の稼働日の半数以上の場合、周期的に現場を離れる場合については、上記①の体制について、元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていること

なお、この際、必要な資格を有する代理の技術者の配置等により適切な施工ができると判断される場合には、現場に戻りうる体制を確保することは必ずしも要しません。

【「マニュアル」三（1）】

（4）専任特例について

上記（3）のとおり、請負代金の額が一定金額以上の場合に配置される主任技術者又は監理技術者は専任で置くことが求められているが、建設業法第26条第3項ただし書においてその特例が設けられており、本書では、同項ただし書による場合を「専任特例」、同項第1号による場合を「専任特例1号」、同項第2号による場合を「専任特例2号」といいます。

【法第26条第3項ただし書】

①専任特例1号（下請け企業が配置する主任技術者についても適用が可能）

ア 各建設工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。

イ 建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内である

こと。

ウ 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。

エ 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。

オ 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

カ 当該建設工事を請け負った建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。

（ア）当該建設業者の名称及び所在地

（イ）主任技術者又は監理技術者の氏名

（ウ）主任技術者又は監理技術者の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第32条第1項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績

（エ）各建設工事に係る次の事項

- ・当該建設工事の名称及び工事現場の所在地
- ・当該建設工事の内容（法別表1上段の建設工事の種類）
- ・当該建設工事の請負代金の額
- ・工事現場間の移動時間
- ・下請次数
- ・連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験（実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載）
- ・施工体制を把握するための情報通信技術
- ・現場状況を把握するための情報通信機器

キ 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

ク 兼務する建設工事の数は、2を超えないこと。

【「マニュアル」三（2）①】

②専任特例2号

適用にあたっては、適正な施工の確保を図る観点から、当該工事現場ごとに監理技術者補佐（下記（5））を専任で置かなければなりません。

なお、監理技術者が兼務できる工事現場数は2とされている（法第26条第4項、令第30条）。兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とする。この場合、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましい。なお、工事現場の数が1であっても監理技術者を補佐する者を配置することは可能であるが、当該監理技術者が他の工事現場を兼務することはできません。また、専任特例2号は監理技術者に関する特例であり、主任技術者は

対象となりません。

【「マニュアル」三（２）②】

（５）監理技術者補佐

監理技術者を専任で置くことが必要となる建設工事において、専任特例２号を適用する場合は、監理技術者は専任を要する工事を兼務できることとされており、適用にあたっては、適正な施工の確保を図る観点から、監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。

【法第 26 条第 3 項第 2 号】

（６）監理技術者等（主任技術者、監理技術者、及び監理技術者補佐をいいます。以下同じ。）の設置における考え方

主任技術者については、特定専門工事（土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術の管理の効率化を図る必要がある工事をいう。以下同じ。）において、元請又は上位下請（以下「元請等」という。）が置く主任技術者が自らの職務と併せて、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）の主任技術者が行うべき職務を行うことを、元請等及び当該下請けが書面により合意した場合は、当該下請に主任技術者を置かなくてもよいこととされています。この特定専門工事については、型枠工事又は鉄筋工事であって、元請等が本工事を施工するための下請契約の請負代金が 4,500 万円未満のもの（下請契約が 2 以上あるときは合計額）が対象となります。

また、特定専門工事において元請等が置く主任技術者は、当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し 1 年以上指導監督的な実務の経験を有すこと、当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれることが要件となります。この「指導監督的な実務経験」とは、工事現場主任技術者、工事現場監督者、職長などの立場で、部下や下請業者等に対して工事の技術面を総合的に指導・監督した経験が対象となります。

【「マニュアル」二—二（１）】

（７）監理技術者等の専任期間

元請が、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となりますが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しません。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要です。

ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）

イ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

エ 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（発注者の都合

により検査が遅延した場合は、その期間（検査日含む）も専任を要しない。）

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任技術者又は監理技術者がこれを管理する必要がありますが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができます。

【「マニュアル」三（３）】

（８）専門技術者

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容となる専門工事を自ら施工する場合は、当該工事に関し主任技術者の資格を有する者（専門技術者）を工事現場に置かなければなりません。

配置できない場合は、それぞれの専門工事に係る建設業許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければなりません。

なお、この専門技術者は、要件が備わっていれば、一式工事の主任技術者又は監理技術者がこれを兼ねることができます。

また、建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を自ら施工する場合は、当該工事に関する専門技術者を置かなければなりません。

【法第 26 条の 2】

（９）主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を設置した工事で、工事内容の変更により、工事途中で下請契約の請負代金の合計が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上となった場合には、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者又は、監理技術者及び監理技術者補佐を配置しなければなりません。

【「マニュアル」二—二（３）】

（10）監理技術者等の途中交代

建設工事の適正な施工の確保を阻害するおそれがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工事途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があります。監理技術者等の途中交代を行うことができる条件について注文者と合意がなされた場合に認められます。

一般的な交代の条件としては、監理技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などが考えられますが、建設現場における働き方改革等の観点も踏まえ、その具体的内容について書面その他の方法により注文者との間で合意する必要があります。ただし、公共工事においては、入札の公平性の観点から、原則として元請の監理技術者等の交代が認められる基本的な条件は入札前に明示された範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者との交代であることを条件とすべきです。

<瑞浪市発注工事の取扱い①>

瑞浪市発注工事においては、「マニュアル」において示された基本的な考え方を踏まえ、以下の場合を監理技術者等の変更（交代）の条件とします。

ア 監理技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合

イ 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合

・受注者の責によらず当初契約工期が延長される場合

※当初工期における終期を超過した場合に適用します。

ウ 工場から現地へ工事の現場が移行する場合

・工場製作又は資機材調達のための期間から現場施工に移行する場合

<瑞浪市発注工事の取扱い②>

瑞浪市発注工事における、交代後の監理技術者等の技術力等の基本的な条件は、入札前に明示された範囲において、以下のとおりとします。

事 例	交代が認められる基本的な条件等
上記<瑞浪市発注工事の取扱い①> ア・イの場合	入札参加資格※１を満たし、かつ、技術評価※２が同等以上となる技術者とします。
上記<瑞浪市発注工事の取扱い①> ウの場合※３	工場製作又は資機材調達のための期間に配置する技術者は、施工実績を有しない、資格等を有する技術者も配置可能とします。

※１ 一般競争入札（価格競争及び総合評価落札方式）の場合を想定。

※２ 総合評価落札方式の場合を想定。

※３ 入札参加資格として、工場製作又は資材調達のための期間に配置する技術者に施工実績を求めておらず、かつ、総合評価の技術評価において施工実績の評価対象を現場施工期間に配置する技術者とする旨を入札公告等で明示している場合を想定。

（１１）監理技術者等の雇用関係

監理技術者等は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要です。

ア 直接的な雇用関係の考え方

監理技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいいます。したがって、在籍出向者、派遣社員は認められません。

イ 恒常的な雇用関係の考え方

一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、監理技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことが必要で

す。

特に、国、地方公共団体及び公共法人等が発注する建設工事において、元請の専任の主任技術者、専任の監理技術者、専任特例の場合の監理技術者及び監理技術者補佐については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争入札に付する場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日）以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。

また、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更（契約書又は登記簿の謄本等により確認）があつた場合、変更前の建設業者と3ヶ月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

【「マニュアル」二―四】

（12）営業所技術者等と主任技術者又は監理技術者との関係

- ① 営業所技術者等は、営業所に常勤（テレワークを行う場合を含む。）して専らその職務に従事することが求められています。
- ② 以下の各建設工事について要件を満たす場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができます。ただし、専任特例を活用する場合との併用はできません。また、ア～ウの併用はできません。

ア 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事

以下の全てを満たすことが必要。

- （ア）営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- （イ）兼ねる工事現場の数が1以下であること。
- （ウ）専任特例1号の要件（2（4）①ア～キ）を満たしていること。なお、2（4）①イについて、「当該工事現場と他の工事現場」とあるのは、「営業所から当該工事現場」と読み替え、2（4）①カ（イ）については、所属する営業所の名称を加え、2（4）①カ（エ）「・当該建設工事の名称及び工事現場の所在地」については、当該建設工事に係る契約を締結した営業所の名称を加える等が必要のため留意が必要である。
- （エ）営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

イ 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（営業所と工事現場が近接している場合）

以下の全てを満たすことが必要。

- （ア）営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- （イ）工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しう程度に工事現場と営業所が近接していること。

(ウ) 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

(エ) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

<瑞浪市発注工事の取扱い>

瑞浪市発注工事においては、下記国通知の「近接」の定義として、「概ね半日程度で現場の職務を終え、営業所へ帰着することができること」として取り扱うこととします。

【国総建第 18 号 平成 15 年 4 月 21 日 国土交通省通知】

当該営業所において請負契約が締結された工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、当該工事の専任を要しない監理技術者等となることができます。

ウ 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（イの場合以外：営業所と工事現場が近接でない場合）

アの要件を全て満たすこと（２（４）①アは除く）。

【「マニュアル」二ー二（５）、国土交通省通知（平成 15 年 4 月 21 日付け国総建第十八号）】

（13）現場代理人

建設業法では、請負契約の履行に関し工事現場に現場代理人を置く場合にその権限の範囲等を相手方に通知すべきことを規定していますが、資格等については、限定されていません。

ただし、所属建設業者と直接的な雇用関係にあることが必要です。

【法第 19 条の 2 第 1 項】

【瑞浪市工事請負契約約款（以下「約款」といいます。）第 10 条第 2 項】

現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第 12 条第 1 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3. 特例の取扱い

（１）現場に配置された専任の主任技術者が他工事の主任技術者を兼務できる場合

① 専任特例 1 号による場合

上記 2（４）①のとおり。

<瑞浪市発注工事の取扱い>

兼務する工事が低入札工事でないこと。

② 密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合

<瑞浪市発注工事の取扱い>

市発注工事における専任の主任技術者の兼務については、下記国土交通省通知に準じて判断することとします。ただし、下記通知（１）中「工事現場の相互の間隔が１０km 程度の近接した場所」とあるのは「工事現場がともに瑞浪市内」に読み替えるものとします。

【国土交通省通知（平成 26 年 2 月 3 日付け国土建第 272 号）・要旨】

- （１） 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が１０km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第 27 条第 2 項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。
- （２） （１）の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則 2 件程度とする。
- （３） （１）及び（２）の適用に当たっては、法第 26 条第 3 項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる点について留意されたい。

<根拠法令等>

公共性のある工作物に関する重要な工事のうち密接な関連のある 2 以上の工事を同一の建設業者が同一の場所または近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。

ただし、専任の監理技術者には適用されません。

【令第 27 条第 2 項】

※瑞浪市発注工事においては、受注者より、現場に配置された専任の主任技術者が、他工事の現場代理人・主任技術者等を兼務したい場合、別紙書面「現場代理人・主任技術者・監理技術者の兼務申請書」（別記様式）により発注担当課による承認を受ける必要があります。

（２）現場代理人の常駐義務を緩和できる場合

<瑞浪市発注工事の取扱い①>

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場がともに瑞浪市内である工事について、同一の現場代理人をこれらの工事現場に配置できるものとします。

<瑞浪市発注工事の取扱い②>

現場代理人については、約款第 10 条第 2 項の規定により工事現場への常駐が義務付けられていますが、下記の要件をすべて満たし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合においては、同一の現場代理人を複数の工事現場に配置できるものとします。ただし、発注者が常駐が必要と判断した場合は、この限りではありません。

① 工事が全て瑞浪市発注工事であること。

② 請負金額の合計が税込 4,500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）未満であること。

なお、契約変更により、請負金額の合計が税込 4,500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）以上となった場合は、それぞれの工事に現場代理人を常駐させなければなりません。

③ 直近 2 ヶ年度における市発注工事の当該工種に係る工事成績評定点の平均が 70 点以上であること。

なお、直近 2 ヶ年度における瑞浪市からの受注実績が無い場合には、本要件を満たさないものとします。

<瑞浪市発注工事の取扱い③>

約款第 10 条第 3 項の規定については、上記<瑞浪市発注工事の取扱い①・②>によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとして取り扱います。ただし、いずれの場合も、発注者と受注者との間で当該期間が設計図書もしくは打合せ記録簿等の書面により明確となっていることが必要です。

- 一 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- 二 約款第 20 条第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
- 三 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間。
- 四 前 3 号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。

※瑞浪市発注工事においては、受注者より、現場に配置された現場代理人が、他工事の現場代理人・主任技術者等を兼務したい場合、別紙書面（「現場代理人・主任技術者・監理技術者の兼務申請書」（別記様式）により発注担当課による承認を受ける必要があります。

（３）現場に配置された専任の監理技術者が他工事の監理技術者もしくは主任技術者を兼務できる場合

① 専任特例 1 号による場合

上記 2（４）①のとおり。

② 専任特例 2 号による場合

上記 2（４）②のとおり。

<瑞浪市発注工事の取扱い>

当面の間は、それぞれの専任特例の条件及び下記の要件をすべて満たし、あらかじめ発注者

の承諾を得た場合においては、専任特例 1 号及び 2 号により監理技術者の兼務配置ができるものとします。ただし、発注者において専任が必要と判断した場合にあっては、この限りではありません。

（1 号、2 号共通の条件）

- ・兼務する工事が低入札工事でないこと。

（2 号の条件）

- ・2 件の請負代金の総額が原則 3 億円未満（※）であること。

（※当初請負代金額の総額であって、最終請負代金はこの限りではない。）

- ・工事現場がともに瑞浪市内であること。

※瑞浪市発注工事においては、受注者より、現場に配置された監理技術者が、他工事の現場代理人・主任技術者等を兼務したい場合、別紙書面「現場代理人・主任技術者・監理技術者の兼務申請書」（別記様式）により発注担当課による承認を受ける必要があります。